

### Ⅲ. 中国商標侵害訴訟調査

#### 1. 調査目的

中国では、2013年に商標権侵害行為の厳罰化等を目的として商標法が改正され、懲罰的損害賠償制度等が導入された。この改正後における商標侵害訴訟での実態を把握するために調査分析を行う。

#### 2. 調査分析方法

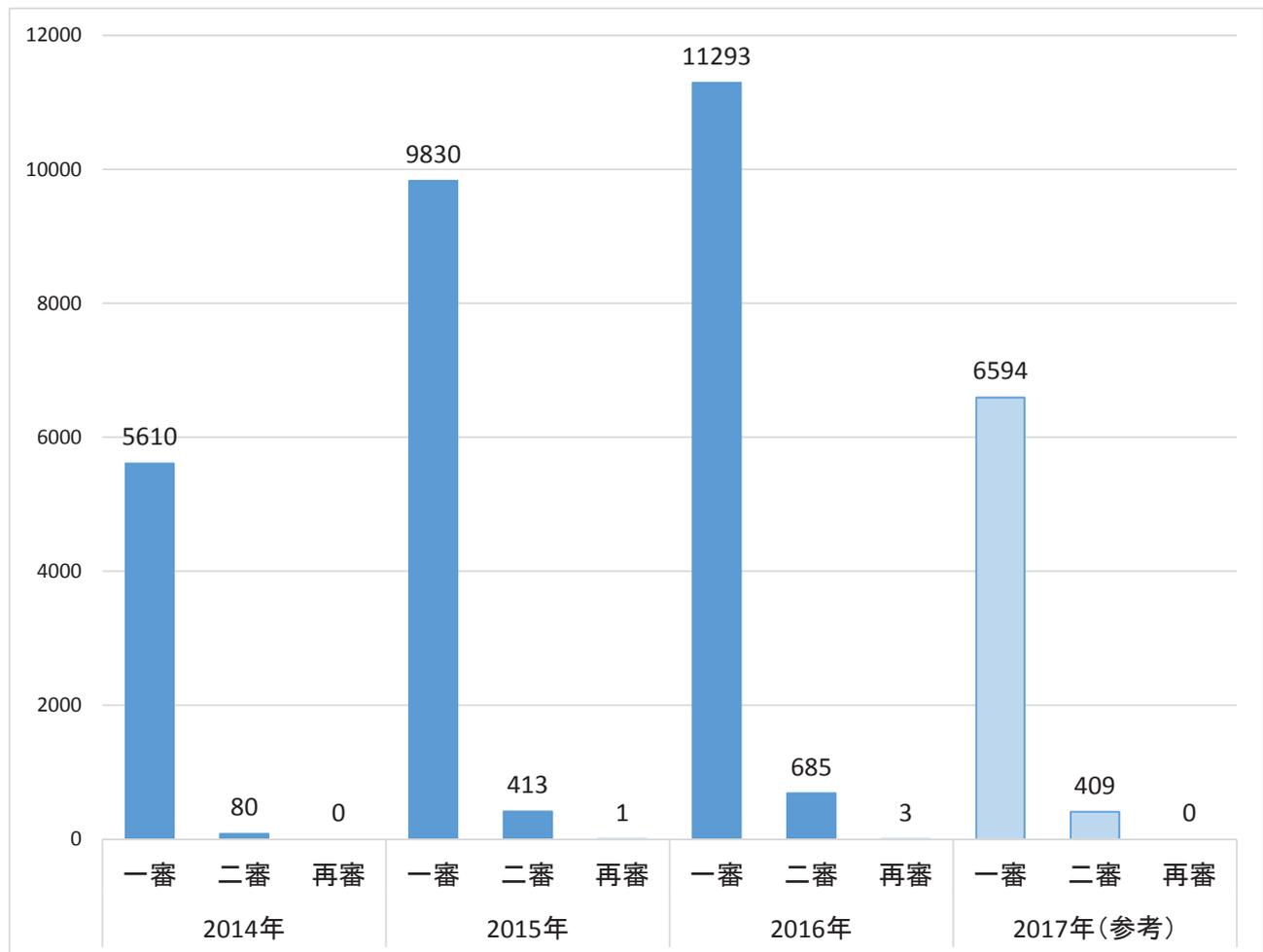
2013年商標法が適用された商標侵害訴訟案件に関するデータの調査分析を行った。調査は中国の全ての法院を対象とし、判決日が2017年10月までの案件を集計した。

### 3. 調査結果

#### (1) 各年の案件数

各年の審級別案件数を下記の図に示す。案件数は判決日をベースに算出した。判決日が不明の案件は集計しなかった。また、2017年は10月までの事件を集計した。

【図Ⅲ-1-1】各年の審級別案件数

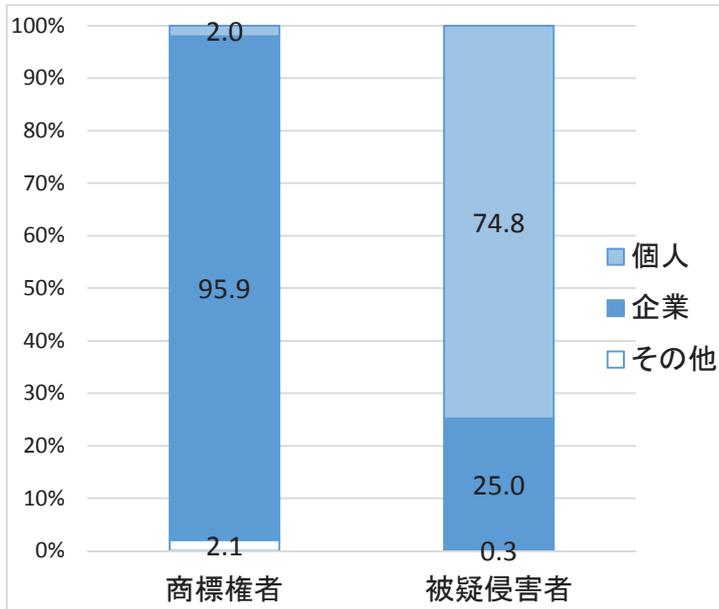


2014年は2015年や2016年に比べて件数が少ないが、これは改正前の商標法が適用された事件があるためと考えられる。また、一審で終わっている事案がほとんどである。

(2) 当事者の属性分析 1

当事者（商標権者、被疑侵害者）を「個人、企業、その他」に分け、それぞれの割合を下記の図に示す。一審の事案を対象に分析し、個人経営者は個人に分類した。

【図Ⅲ-2-1】当事者の「個人、企業、その他」の割合

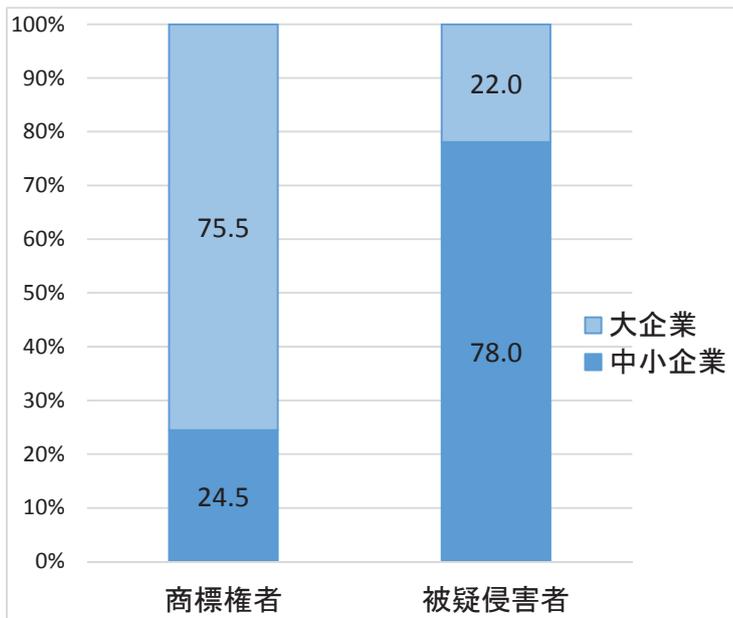


商標権者はほとんどが企業であるのに対して、被疑侵害者は個人が多く（約 75%）を占めている。

(3) 当事者の属性分析2

前記Ⅲ. 3. (2)で企業に分類した当事者(商標権者、被疑侵害者)を「大企業、中小企業」に分け、それぞれの割合を下記の図に示す。大企業と中小企業の区分については、中国の工商情報データに基づいて、登録資本資金が5000万元以上であれば大企業、登録資本金5000万元以下であれば中小企業に分類した。なお、企業情報が非公開のため、分類できなかった企業もあった。

【図Ⅲ-3-1】当事者の「大企業、中小企業」の割合

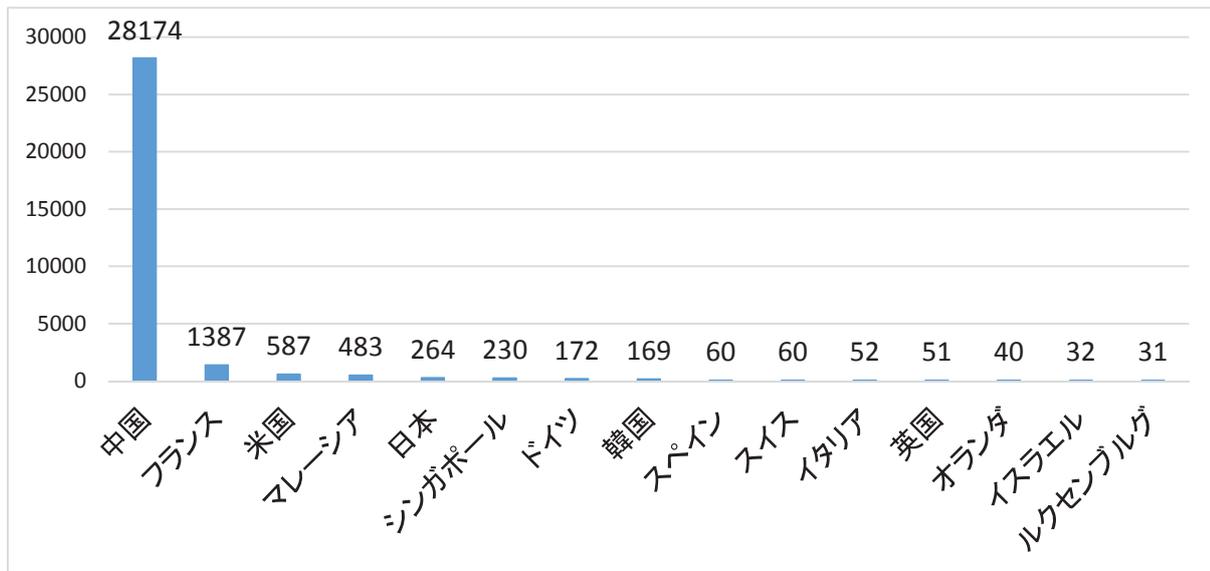


商標権者は大企業の方が中小企業よりも割合が高いのに対して、被疑侵害者は中小企業の方が大企業よりも割合が高い。

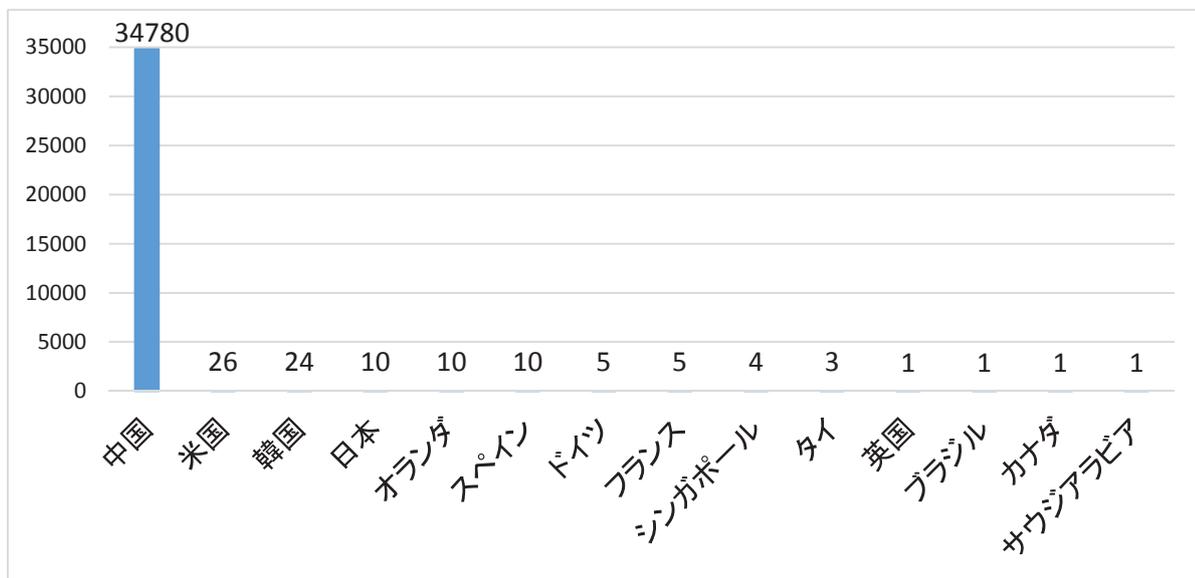
(4) 当事者の属性分析 3

当事者の国籍別件数を上位から順に下記の図に示す。当事者が企業の場合、その国籍は中国の工商情報データに基づき、その企業の投資元企業の国籍とし、投資元企業の国籍が不明の場合、その企業の住所に基づく国籍とした。また、同一事案で複数の審級があっても1件として統計した。なお、当事者名が非公開のため、国籍が不明の当事者もあった。

【図Ⅲ-4-1】当事者（商標権者）の国籍別件数



【図Ⅲ-4-2】当事者（被疑侵害者）の国籍別件数



商標権者については中国が非常に多いが、中国以外の国籍の商標権者による訴訟も多い。中国以外で最も多いのがフランスで、米国、マレーシア、日本が続いている。被疑侵害者については中国が圧倒的に多い。

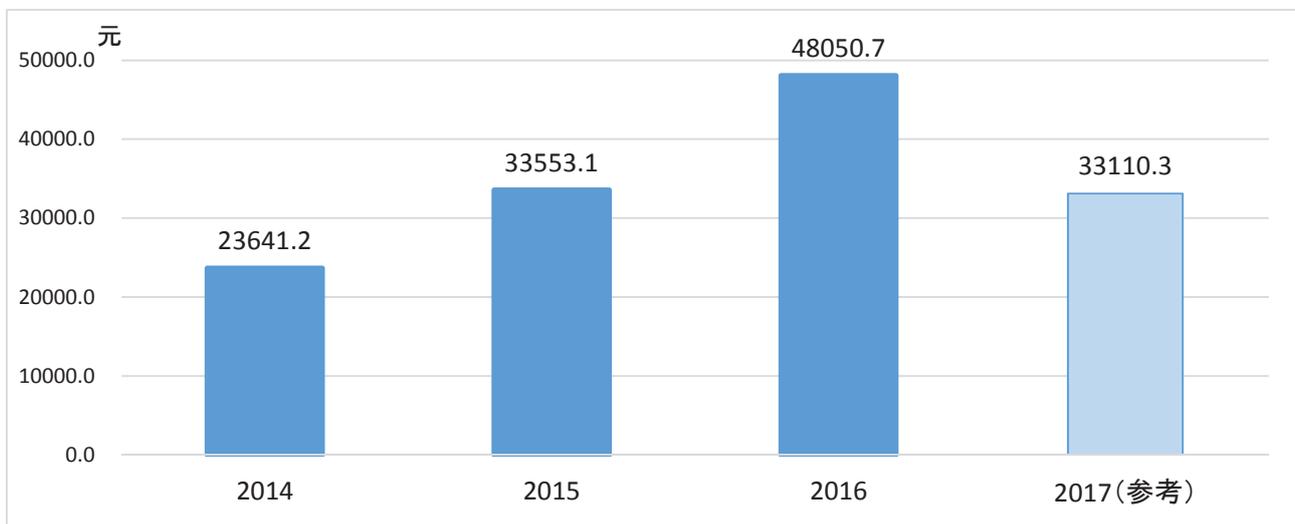
(5) 各年の平均賠償額と損害賠償額算定方法

各年の損害賠償認容件数と損害賠償額算定方法別件数と平均賠償額を下記の図表に示す。同一事案で複数の審級があった場合は1件として集計し、賠償額や算定方法は最終審級の結果で集計した。また、2017年は10月までの事件を集計した。

【表Ⅲ-5-1】各年の損害賠償認容件数と損害賠償額算定方法別件数

		2014	2015	2016	2017(参考)
損害賠償認容件数		1123	2989	3328	2622
損害賠償額算定方法	実際損失	0	2	2	14
	違法所得	2	13	2	0
	合理的倍数	3	1	1	3
	法定賠償	1118	2973	3323	2605

【図Ⅲ-5-1】各年の平均賠償額



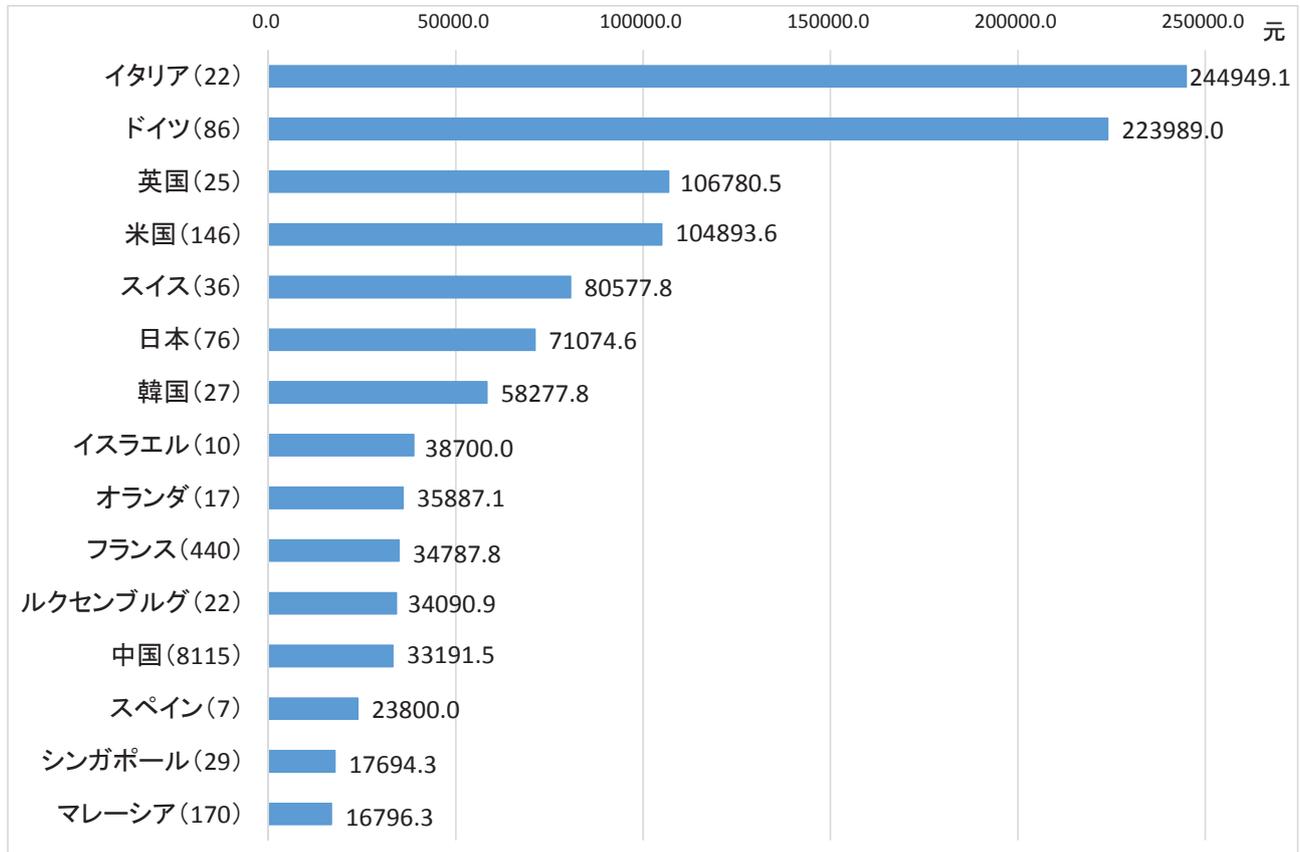
2016年は高額な損害賠償が認容された案件（1,000万円の損害賠償が認容された（2015）京知民初字第12号など）が出た影響もあって平均賠償額が高くなっている。

賠償額算定方法については、法定賠償が適用される傾向が続いている。

(6) 国籍別平均賠償額

商標権者として案件数が上位トップ15の国籍の平均賠償額を下記の図に示す。同一事案で複数の審級があった場合は1件として集計し、賠償額は最終審級の結果で集計した。

【図Ⅲ-6-1】国籍別平均賠償額（カッコ内は損害賠償認容件数）

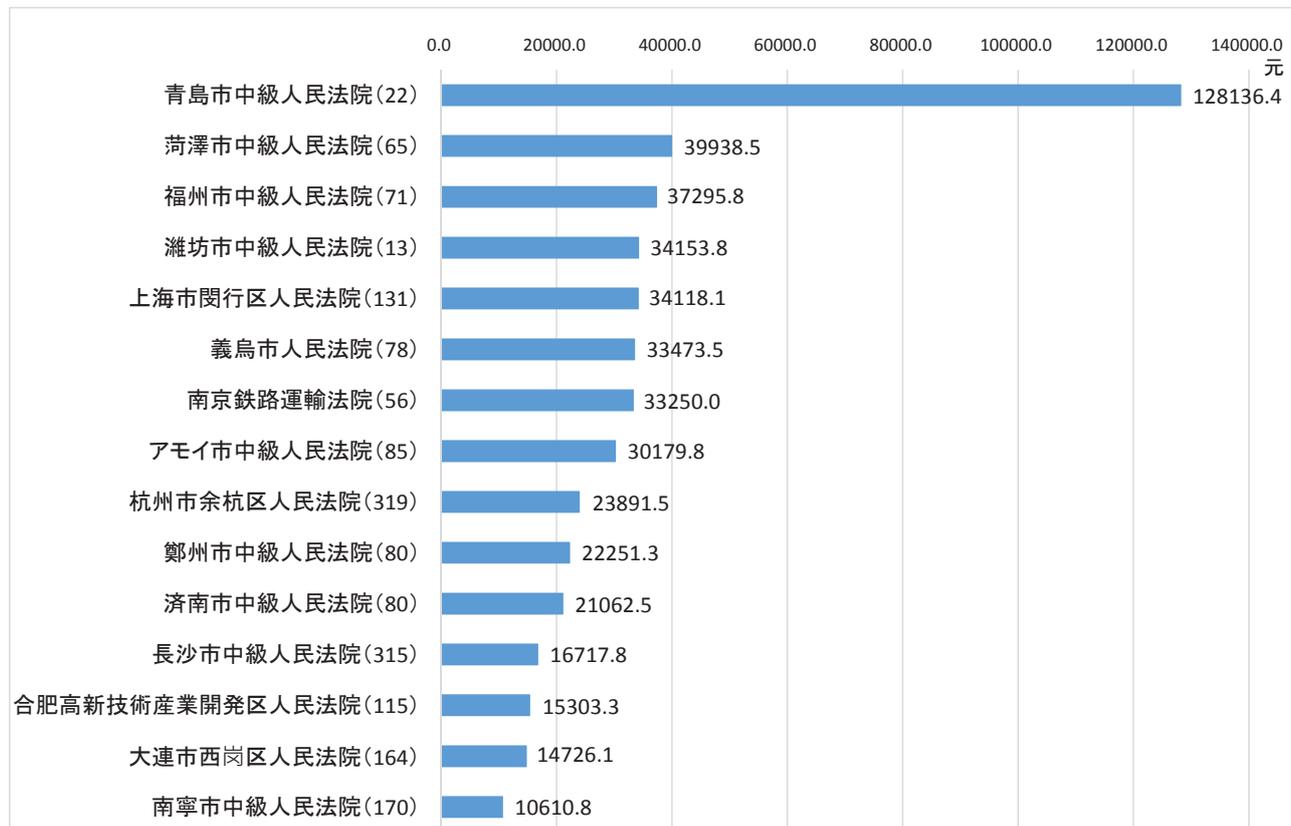


イタリアは高額な損害賠償が認容された案件（300万円の損害賠償が認容された（2014）京知民初字第52号など）が出た影響もあって平均賠償額が高くなっている。また、ドイツも高額な損害賠償が認容された案件（300万円の損害賠償が認容された（2015）沪知民初字第58号など）が出た影響もあって平均賠償額が高くなっている。

(7) 法院別平均賠償額

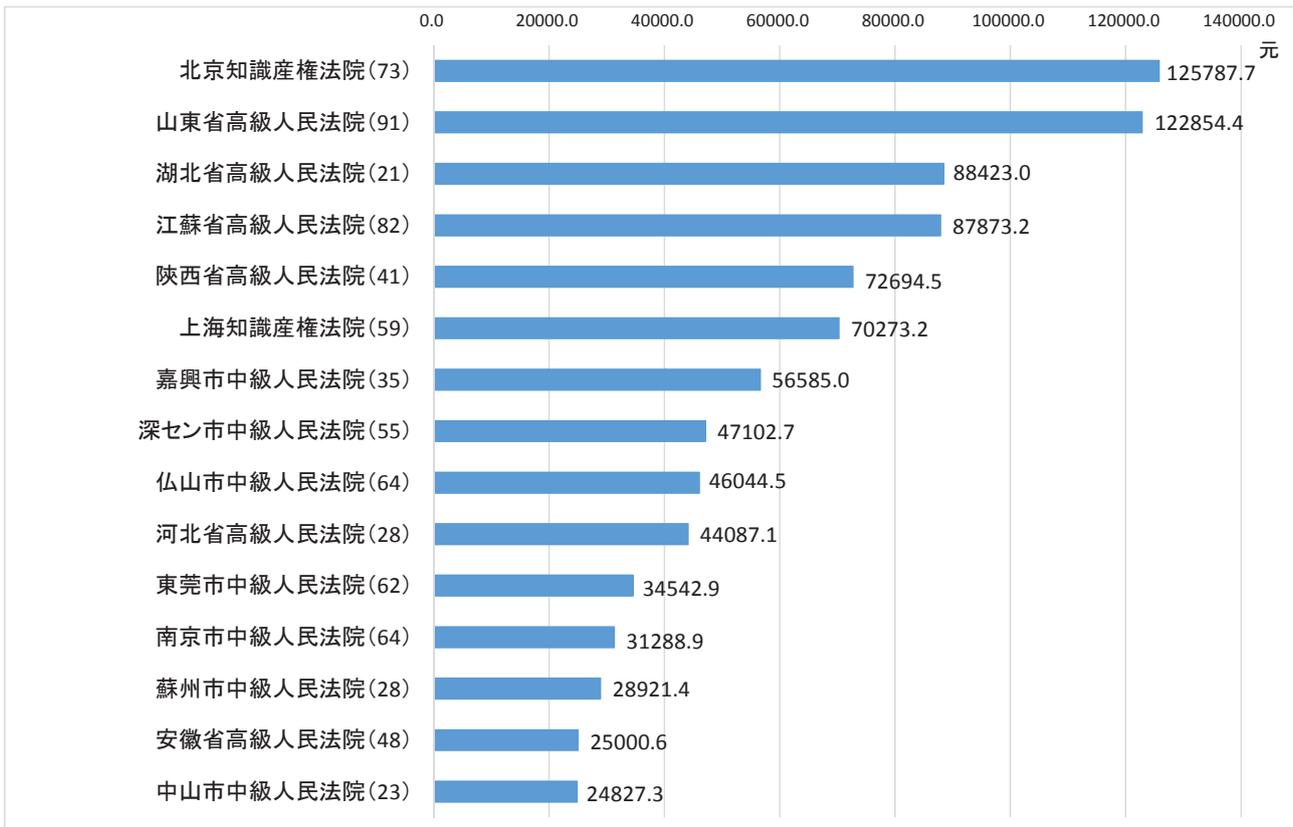
各審級での案件数が上位トップ15の法院の平均賠償額を下記の図に示す。同一事案で複数の審級があった場合、最終審級の結果で集計した。

【図Ⅲ-7-1】一審の法院別平均賠償額（カッコ内は損害賠償認容件数）



青島市中級人民法院では、CALVIN KLEIN が商標権者として複数訴えて 10 万～50 万元の損害賠償が認容された案件（(2015) 青知民初字第 11 号など）などが出た影響もあって平均賠償額が高くなっている。

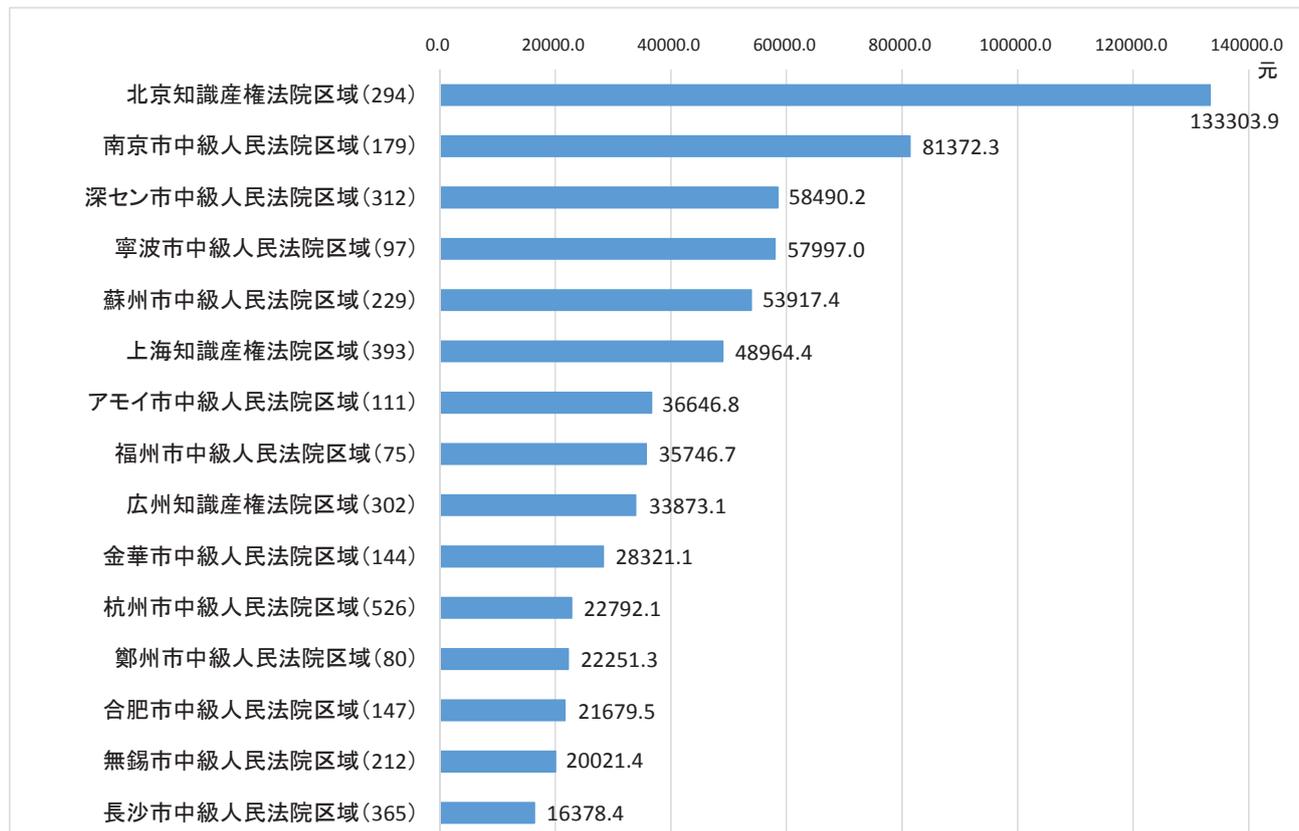
【図Ⅲ-7-2】 二審の法院別平均賠償額（カッコ内は損害賠償認容件数）



北京知識産権法院では、LOUIS VUITTON が商標権者として訴えて 92 万元の損害賠償が認容された案件（(2016)京73民終51号）などが出た影響もあって平均賠償額が高くなっている。

また、一審案件を中級人民法院が管轄する区域別に集計<sup>1</sup>し、さらに二審案件を高級人民法院が管轄する区域別に集計<sup>2</sup>し、各審級で案件数が上位トップ15の区域の平均賠償額を下記の図に示す。同一事案で複数の審級があった場合、最終審級の結果で集計した。

【図Ⅲ-7-3】一審案件を中級人民法院が管轄する区域別に集計した場合の区域別平均賠償額（カッコ内は損害賠償認容件数）

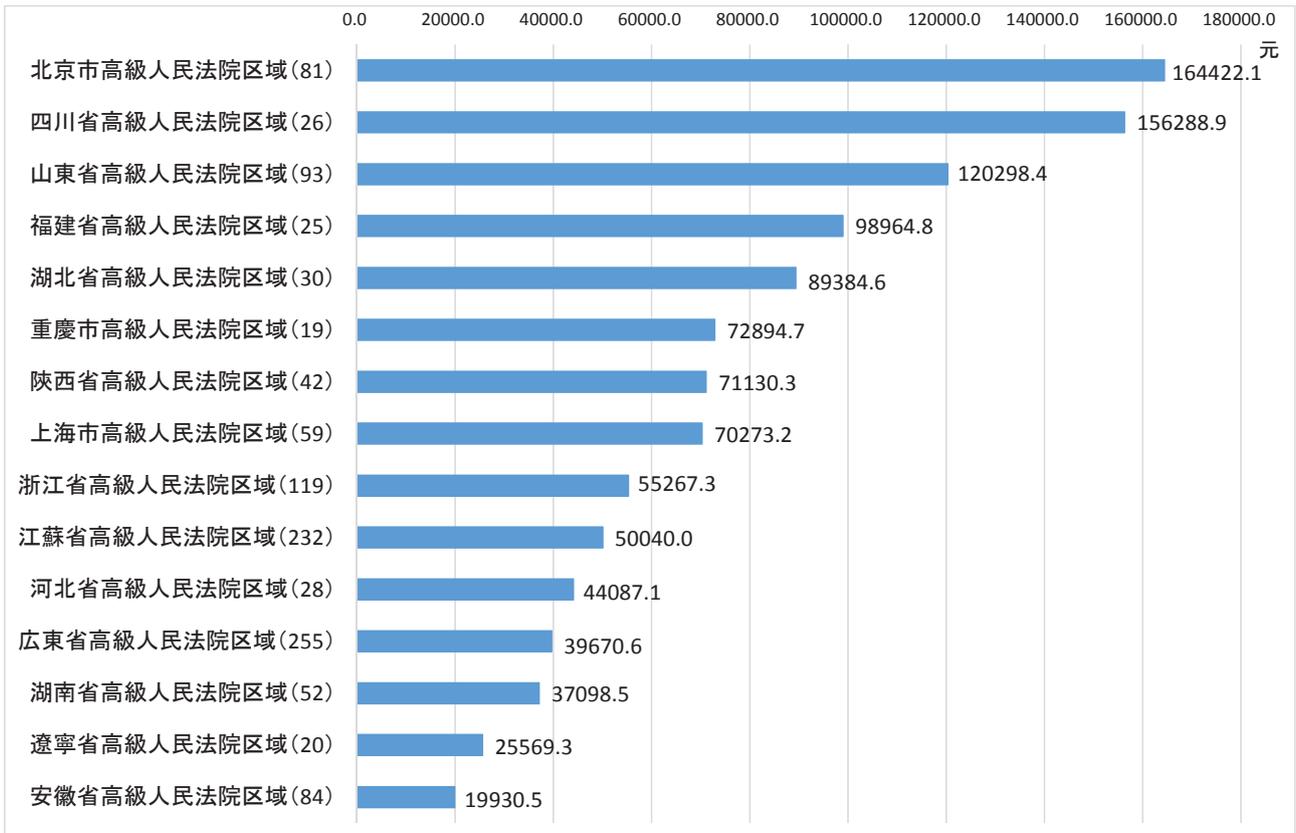


北京知識産権法院区域では、1,000 万元の損害賠償額が認容された案件（(2015)京知民初字第12号）などが出た影響もあって平均賠償額が高くなっている。

<sup>1</sup> 例えば、北京知識産権法院が管轄する区域の一審案件を集計する場合、北京知識産権法院の一審案件と北京知識産権法院が管轄する基層人民法院（北京市西城区人民法院、北京市石景山人民法院など）の一審案件とを併せて集計する。

<sup>2</sup> 例えば、広東省高級人民法院が管轄する区域の二審案件を集計する場合、広東省高級人民法院の二審案件と広東省高級人民法院が管轄する中級人民法院（広州知識産権法院、深セン市中級人民法院など）の二審案件とを併せて集計する。

【図Ⅲ-7-4】二審案件を高級人民法院が管轄する区域別に集計した場合の区域別平均賠償額（カッコ内は損害賠償認容件数）



北京市高級人民法院区域では、300 万元の損害賠償額が認容された案件（(2017)京民終76号）などが出た影響もあって平均賠償額が高くなっている。

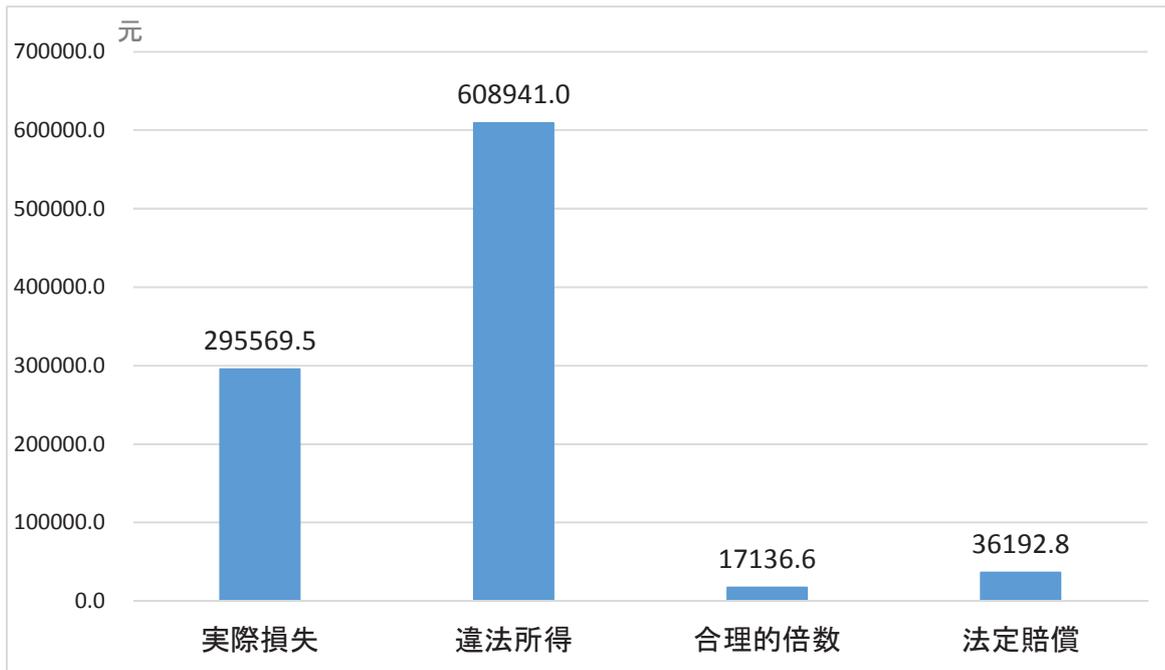
(8) 損害賠償額算定方法別平均賠償額

一審案件についての損害賠償額算定方法別件数と平均賠償額を下記の図表に示す。

【表Ⅲ-8-1】 損害賠償額算定方法別件数

実際損失	違法所得	合理的倍数	法定賠償
18	20	5	10095

【図Ⅲ-8-1】 損害賠償額算定方法別平均賠償額



法定賠償以外の算定方法は件数が少ない状況ではあるが、実際損失、あるいは違法所得で算定された平均賠償額の方が合理的倍数、あるいは法定賠償で算定された平均賠償額に比べて高くなっている。

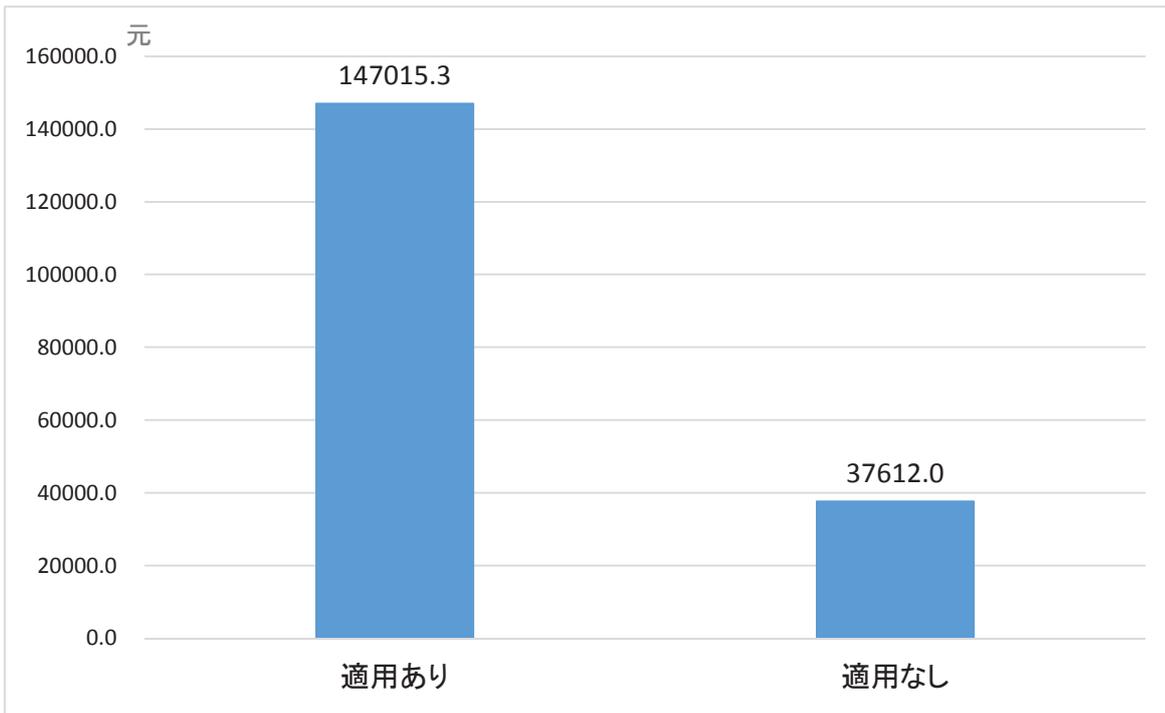
(9) 懲罰的賠償適用案件の平均賠償額

一審案件についての懲罰的賠償の適用有無別件数と平均賠償額を下記の図表に示す。

【表Ⅲ-9-1】 懲罰的賠償の適用有無別件数

適用あり	適用なし
15	10123

【図Ⅲ-9-1】 懲罰的賠償の適用有無別平均賠償額



懲罰的賠償が適用された案件が少ない状況ではあるが、懲罰的賠償が適用された案件の平均賠償額の方が、懲罰的賠償が適用されなかった案件の平均賠償額に比べて高くなっている。

以上